

H- A ロケット 22 号機の打上げに係る安全対策について (調査審議結果) (案)

平成 24 年 月 日
科学技術・学術審議会
研究計画・評価分科会
宇宙開発利用部会

1. 経緯

平成 24 年度に、H- A ロケット 22 号機による情報収集衛星の打上げが予定されている。

H- A ロケット 22 号機については、三菱重工業株式会社がロケット打上げを執行し、独立行政法人宇宙航空研究開発機構(以下「JAXA」という。)が打上安全監理に係る業務を実施する。

この打上げに係る安全対策について、科学技術・学術審議会 研究計画・評価分科会 宇宙開発利用部会 調査・安全小委員会(以下「小委員会」という。)は、「ロケットによる人工衛星等の打上げに係る安全対策の評価基準(平成 24 年 9 月 6 日科学技術・学術審議会 研究計画・評価分科会 宇宙開発利用部会)」(以下「評価基準」という。)に基づき、平成 24 年 10 月 26 日に、非公開¹で調査検討を行った。その結果、小委員会において、この

¹ 調査検討の内容には、ロケット打上げに係る施設・設備等に機微な情報が含まれていることと、情報収集衛星というミッションの性質から情報の保全管理が求められていることから、「宇宙開発利用

H- A ロケット 22 号機の打上げに係る安全対策について(調査審議結果)
打上げに係る安全対策は妥当であると判断された。

2. 調査審議項目

小委員会の判断を踏まえて、H- A ロケット 22 号機の打上げに関して、以下の観点から、安全対策の妥当性について調査審議を行った。

- (1) 保安及び防御対策
- (2) 地上安全対策
 - ロケットの推進薬等の射場における取扱いに係る安全対策
 - 警戒区域の設定
 - 航空機及び船舶に対する事前通報
 - 作業の停止等
 - 防災対策
- (3) 飛行安全対策
 - 打上げ時の落下物等に対する安全対策
 - 打上げ時の状態監視、飛行中断等の安全対策
 - 航空機及び船舶に対する事前通報
 - 軌道上デブリの発生の抑制
- (4) 安全管理体制
 - 安全組織及び業務
 - 安全教育・訓練の実施
 - 緊急事態への対応

部会運営規則」(平成 24 年 7 月 19 日科学技術・学術審議会 研究計画・評価分科会 宇宙開発利用部会決定)の第 3 条に従い、小委員会は、本調査検討を非公開とすることが妥当であると認めた。

3. 調査審議結果

H- A ロケット 22 号機の打上げにおいて、JAXA が計画している保安及び防御対策、地上安全対策、飛行安全対策並びに安全管理体制は、評価基準に規定する要件を満たしており、射場周辺等の第三者の人命・財産の安全を確保するための対策を適切に講じる計画となっているという観点から、妥当であると判断する。